

徳島県告示第四百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年七月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社クレア	同 藍住町住吉字藤ノ木 八三二	クレア城ノ内訪問介護サービス	徳島市北田宮二丁目八八	同	同 六月三日	同 六月一日
社会福祉法人上板町社会福祉協議会	板野郡上板町西分字橋西一番地一一	上板町社会福祉協議会訪問介護事業所	板野郡上板町西分字橋西一番地一一	訪問介護	令和四年四月十一日	令和四年五月三十一日